

岩手県告示第 797 号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり行う。

平成 19 年 11 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 日 時 | 場 所 |
|------|-------------------------|-------------------------------|
| 学説試験 | 平成 20 年 2 月 6 日午前 9 時から | 盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 |
| 実地試験 | 平成 20 年 2 月 7 日午前 9 時から | 盛岡市内丸 19 番 1 号 岩手医科大学歯科技工専門学校 |

2 受験手続 受験願書を平成 20 年 1 月 4 日から 1 月 10 日までに岩手県保健福祉部医療国保課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療国保課に問い合わせること。